

## 小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成29年3月21日(火)午後7時00分～午後7時40分  
場所 小田原市役所 6階 601会議室

### 2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 吉田 眞理  
2番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)  
3番委員 萩 原 美由紀 (教育委員長職務代理者)  
4番委員 和 田 重 宏 (教育委員長)  
5番委員 森 本 浩 司

### 3 説明等のため出席した教育委員会職員等の氏名

教育部長	内 田 里 美
文化部長	関 野 憲 司
教育部副部長	隅 田 俊 幸
文化部副部長	安 藤 圭 太
文化部副部長	杉 崎 貴 代
教育総務課長	柏 木 敏 幸
保健給食課長	川 口 博 幸
教育指導課長	市 川 嘉 裕
生涯学習課長	大 木 勝 雄
文化財課長	大 島 慎 一
生涯学習課郷土文化館担当副課長	岡 潔

#### (事務局)

教育総務課総務係長	高 瀬 聖
教育総務課主任	田 代 香

### 4 議事日程

- 日程第1 議案第7号 小田原市郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則について  
(生涯学習課)
- 日程第2 議案第8号 小田原市指定重要文化財への指定について (文化財課)
- 日程第3 議案第9号 史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について  
(文化財課)
- 日程第4 議案第10号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について  
(教育総務課)

日程第5 議案第11号 小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について  
(教育総務課)

日程第6 議案第12号 教育委員会職員の人事異動について【非公開】 (教育総務課)

## 5 議事等の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 2月定例会会議録の承認…森本委員報告

(3) 会議録署名委員の決定…吉田委員、栢沼委員に決定

和田委員長…それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。

議案第12号「教育委員会職員の人事異動について」は、人事に関する事件  
ですので、その性質上、これを非公開といたしたいと存じます。

本議案を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

和田委員長…議案第12号を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

和田委員長…全員賛成により、議案第12号は、後ほど非公開での審議といたします。

(4) 日程第1 議案第7号 小田原市郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則に  
ついて (生涯学習課)

提案理由説明…教育長、生涯学習課長

栢沼教育長…それでは、議案第7号「小田原市郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規  
則について」を御説明申し上げます。

これは、小田原市郷土文化館条例施行規則の一部を改正することについて、  
議決を求めるものでございます。

細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

生涯学習課長…それでは、議案第7号「小田原市郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明申し上げます。今回の改正につきましては、小田原市郷土文化館会議室等の使用について、取消しの申請等に係る様式を整備する等のため、改正しようとするものです。

これまで使用取消に係る申請及び許可等につきましては、任意の様式により行ってまいりましたが、近年、使用の取消に係る申請数が増加したため、条例施行規則に条文を追加して様式を定め、正式に位置づけるとともに、今回の改正に伴い、あわせて文言の修正を行おうとするものです。

次に、主な改正内容についてご説明いたします。1ページの第8条、第9条、2ページの第11条につきましては、申請書等の様式の名称につきまして、これまで略式規定に基づき「小田原市郷土文化館」を「郷土文化館」と略しておりましたのを、文言を修正し、正式名称に統一するものです。

次に、1ページ第10条（使用の取消しの申請等）でございますが、郷土文化館の会議室等の使用許可を受けた者が、使用の取消しを申請しようとする際の様式として資料4ページの様式第7号「小田原市郷土文化館会議室等使用取消許可申請書」を、使用取消許可申請を許可した際の様式として5ページの様式第8号「小田原市郷土文化館会議室等使用取消許可書」を追加するものです。

また、第10条の追加に伴い、資料2ページに戻りまして、第12条（使用料の還付基準）を追記いたしました。

次に第13条（使用許可の取消し等）でございますが、使用許可の申請に偽りがあつた場合等において、教育委員会が行う使用許可の取消または使用の中止に係る様式として、資料7ページの様式第10号「小田原市郷土文化館会議室等使用許可取消・中止通知書」を追加いたします。

なお、以上につきましては、平成29年4月1日を以って適用するものです。説明は以上です。

#### (質 疑)

萩原委員…具体的にどういう場合に、この様式を使われるのでしょうか。

郷土文化館担当副課長…団体の方々の都合が悪くなり、日程を変更する場合や再調整が出来なかった際に使用を取り消す申し出をされることが多いです。

萩原委員…当日キャンセルの際に、取消しの申請を行うということですか。

郷土文化館担当副課長…前日までに提出していただくようお願いをしておりますが、会員等の都合により使用をやめる場合もあるかと思えます。

萩原委員…使用をやめる場合、これまでは決められた様式がなかったということですか。

郷土文化館担当副課長…これら様式に近い内容の任意の様式を提出していただき、都度、決裁処理をしておりました。年に1回程度あるかないかの申請数であったため、これまでは様式を指定しておりませんでした。

森本委員…第12条の「使用者の責めに帰さない理由」は具体的にどのような理由でしょうか。

郷土文化館担当副課長…使用予定ではあったが、震災や大雪などの悪天候により交通機関が不通になってしまった際に届け出ていただいた事例がございます。

吉田委員…書類が増えると思いますが、書類があった方が事務上の手続きがスムーズになるということで提案されているのでしょうか。

郷土文化館担当副課長…これまでは、都度決裁をとっておりましたが、様式を定めることで、様式に沿った内容での決裁になりますので、これまでよりは効率的に事務処理が行えると考えております。

吉田委員…これまでは様式は定めていないけれども、同じような内容の書類があったということでしょうか。

郷土文化館担当副課長…はい。

萩原委員…インターネットからダウンロードして申込みはできるのでしょうか。また、申請は、郷土文化館へ出向いて提出しなくてはなりませんか。

郷土文化館担当副課長…通常の申請書類につきましては、ダウンロードができ、使用の内容を確認させていただいた上で、お申し込みいただいている状況です。

今回の書式についても同様になるかと思いますが、具体的な内容につきましては、基本的には確認させていただくことが考えられるかと思います。

萩原委員…直接、郷土文化館へ出向いて取消申請をしないと受けてはいただけないということですね。

郷土文化館担当副課長…郵送等でも構いませんが、システムでは行っておりません。

吉田委員…実際に使用されている方がいるのであれば必要なのだろうと思いますが、書類を減らす方向に世の中はなっているので、書類を増やす必要があるのかなと思っております。参考までにお伝えしておきます。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

和田委員長…以上で、生涯学習課が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員はご退席ください。

(生涯学習課 退席)

(5) 日程第2 議案第8号 小田原市指定重要文化財への指定について (文化財課)  
提案理由説明…教育長、文化財課長

栢沼教育長…それでは、議案第8号「小田原市指定重要文化財への指定について」を御説明申し上げます。

これは、平成29年1月27日付け文財第332号で諮問を行いました小田原市指定重要文化財の指定について、平成29年2月22日付けで小田原市指定重要文化財に指定することが適当である旨の答申が提出されましたので、文化財の指定につきまして議決を得ようとするものです。

細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

文化財課長…それでは、「小田原市指定重要文化財への指定について」御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。

教育委員会からの諮問に基づき、平成29年2月2日に開催されました平成28年度第3回小田原市文化財保護委員会におきまして、指定物件の表にございます2件につきまして審議をした結果、資料2ページにございますとおり、2月22日付けで新たに市指定重要文化財に指定することが適当である旨の答申を受けましたので、文化財の指定について議決を得ようとするものです。

新たに指定を希望いたします2件についての詳細につきましては、資料の2ページ以降になりますが、それぞれの物件の写真の写しを添付させていただいておりますので、併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

まず、2ページは文化財保護委員会からの答申書の写しでございます。

3ページ以降については、それぞれの物件の詳細が記載されております。私のほうからは、その指定物件の概要について御説明いたします。

3ページを御覧ください。1件目の「絹本著色両界曼荼羅図(けんぼんちやくしよくりょうかいまんだらず)」でございます。市内国府津の寶金剛寺(ほうこんごうじ)に保管されております絵画でございます。

「内容」の欄にございますとおり、本作につきましては、目の粗い画絹を用い、表装には法輪を描いた描表装を施しております、また、中段にございますとおり、本絵画は、南北朝期から室町時代初期の作例とみられ、県内でも最古例に属するものでございます。

次に、6ページをご覧ください。2件目は「小田原城内大日一尊種子板碑(おだわらじょうないだいにちいっそんしゅじいたび)」でございます。

これは、小田原城址公園内の二宮神社裏門近くにある歴史資料(石碑)でございます。

「内容」の欄にございますとおり、石碑には、正面に大日如来を意味する梵字「バン」が彫り込まれ、その下に法界衆生平等利益(ほっかいしゅじょう

びようどうりやく)の供養が毎月15日に行われた旨の願文が書かれています。

石材につきましては、箱根火山の溶岩と考えられることなどから、板碑の製作は小田原及びその周辺で行われた可能性があり、中世小田原の板碑の多様性を考えるうえでも重要なものでございます。

以上で、議案第8号「小田原市指定重要文化財への指定について」の説明を終わらせていただきます。

#### (質 疑)

森本委員…二宮神社の裏門にあります板碑は、市の指定重要文化財だと分からず通り過ぎてしまうと思います。新たに重要文化財に指定されることで説明板等を設置する予定はあるのでしょうか。

文化財課長…おっしゃるとおり、説明がないと分かりづらいと思いますので、指定していただきましたら、説明が書かれたものを設置し、皆様に注意して見ていただけるようにしたいと思っております。

#### (その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

#### (6) 日程第3 議案第9号 史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について

(文化財課)

提案理由説明…教育長、文化財課長

栢沼教育長…それでは、議案第9号「史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について」を御説明申し上げます。

これは、任期満了に伴う委嘱替えでございます。

細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

文化財課長…それでは、私から「史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について」を御説明申し上げます。

お手元の資料「史跡小田原城跡調査・整備委員会委員候補者名簿及び新任候補者名簿」を御覧下さい。

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員につきましては、史跡小田原城跡調査・整備委員会規則により任期は2年と定められており、平成29年3月31日をもちまして任期が満了いたします。

また、委嘱にあたりましては、同規則により(1)学識経験者、(2)小田原市文化財保護委員会の委員、(3)そのほか教育委員会が必要と認める者のうちから委嘱することとなっております。

史跡の調査や城跡の整備等は専門性が高く、現委員の皆様は、余人をもって変えがたい学識経験者の方ばかりであり、これまで本市の史跡の調査及び整備に深く関わっていただいていたおり、小田原城跡に精通されている方ばかりでございます。

しかしながら、池上裕子委員からは、都合により再任を辞退したいとの申し出がありましたので、その御意思を尊重することといたしました。

そこで、後任の人選についてでございますが、新任候補者名簿をご覧ください。池上委員と同じく専門が歴史・中世であります浅倉直美様が適任と思われます。

浅倉様は、昭和35年生まれ。中世の歴史がご専門でございます、小田原北条氏の研究者でございます。また、埼玉県文化財保護審議会委員や清瀬市史編さん委員などを歴任しており、人格・識見とも優れた方でございます。また、これまで専門的な立場から御指導や御助言をいただいております。現委員10名を再任し、引き続きお願いしたいと考えているものでございます。

以上、名簿にございます各氏におかれましては、いずれも史跡小田原城跡調査・整備委員会委員として、実績もあり、適任と思われますので、委嘱いたしたく提案するものでございます。

説明は以上でございます。

#### (質 疑)

和田委員長…委員の方々が各々専門分野をお持ちで、十分な資質を持っていることは分かりましたが、小田原全体の城跡調査や整備をするにあたり、現場で認識しているような不足している専門領域はあるのでしょうか。

文化財課長…名簿の「専門」の欄をご覧くださいと分かるのですが、歴史的な文献史学的なもの、建築の歴史に詳しい方、緑に関連した造園の先生、周りの街との関係をご指導いただく都市工学の先生等、なるべく目配りをして選ばせていただいております。最近では市民の方の意見も盛んに出されるようになってきましたので、目配りをする要素が増えてきておりますが、人数を増やせるわけ

ではございませんので、委員に加えて、不足する視点をカバーしていく手立てを考えながらフォローをしております。御用米曲輪を見学していただいたりもしているので、ご理解いただけていると思いますが、非常に高度な専門性をもって取り組んでいただかないといけないような小田原城跡の歴史なので、専門性の高い全国の知識を持った先生をお願いしているところです。それに関しては適任の先生方になっていると思いますが、検討すべき視野がどんどん広がっている中で、そういった工夫が必要だと思っております。委員を増やせない中で、われわれの努力でカバーしていきたいと思っております。

和田委員長…実情は分かりました。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

和田委員長…以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員はご退席ください。

(文化部 退席)

(7) 日程第4 議案第10号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第5 議案第11号 小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、議案第10号「小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」及び議案第11号「小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について」を御説明申し上げます。

これは、組織機構の再編整備に伴い、「小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則」及び「小田原市教育委員会文書管理規則」の一部を改正するものでございます。

細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…それでは、私から議案第10号「小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」及び議案第11号「小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について」を一括して、説明いたしますので、お手元の資料をご覧ください。

はじめに、「小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」は、ただいま教育長から提案説明がございましたとおり、教育委員会の組織機構の再編整備に伴い、教育委員会事務局の事務分掌に一部変更が生じたことから、改正するものでございます。

変更内容といたしましては、放課後子ども教室の全小学校での実施を視野に、これまで青少年課で実施しておりました放課後児童クラブ事業と一体的な実施を推進するため、当該事務を教育委員会に移し、放課後子ども係を新設するほか、学校教育施設の一体的な維持保全を図り、計画的な改修に取り組むため、教育総務課にございました施設係を「学校施設係」と名称を変更し、保健給食課へ移した上で、保健給食課の名称を「学校安全課」へと変更するものでございます。さらに、就学前の児童に係る事務の一元化を図るため、幼稚園に通園する児童への就園奨励事務を子ども青少年部保育課に補助執行させることとし、当該事務を教育指導課の事務分掌から削除することから、「小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則」の一部を改正するものです。

資料1ページ、新旧対照表をご覧ください。

第2条に教育総務課ですが、改正前に「施設係」とあったものが、「放課後子ども係」となっております。また、保健給食課は「学校安全課」に名称が変わるとともに、給食係の後ろに「学校施設係」が新設されております。

事務文書につきましては、学校施設係の事務文書を教育総務課からはずして、学校安全課へ移設しております。また、2ページにあります、教育指導課の「幼児の就園奨励関すること」を削除したものでございます。あわせて、第4条「学校給食共同調理場」の所管が「保健給食課」から「学校安全課」へと名称変更されております。

以上が議案第10号の改正となります。

次に、「小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則」につきましては、先ほど説明申し上げました、保健給食課の名称が「学校安全課」に変更されることに伴い、文書発送に付する略字記号を「教安」に改めようとするものでございます。

以上で、議案第10号「小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」及び議案第11号「小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

和田委員長…それでは、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしましたので、非公開とすることにいたしました案件を審議いたします。関係者以外の方は、ご退席ください。

(関係者以外退席)

(8) 日程第6 議案第12号 教育委員会職員の人事異動について【非公開】

(教育総務課)

7 委員長閉会宣言

平成29年4月24日

委員長

署名委員（吉田委員）

署名委員（栢沼委員）